

契約担当官  
航空自衛隊西部航空警戒管制団  
会計隊長 濱崎 祥幸

## 公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

### 記

- 1 入札に付する事項 「シャッター部品交換」
- 2 入札方式 一般競争入札
- 3 入札日時 令和8年5月19日(火) 14時00分
- 4 入札場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室
- 5 契約方法 確定契約
- 6 契約条項を示す場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室
- 7 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。  
(3) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。  
(6) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のB、C又はD等級に格付けされた九州沖縄地域の競争参加資格を有する者
- 8 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申し込みがあったものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 9 保証金等 (1) 入札保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除  
(2) 契約保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除
- 10 入札の無効 (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札  
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札
- 11 契約書等の作成 有
- 12 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項
- 13 履行期限 令和8年7月31日
- 14 履行場所 航空自衛隊春日基地(飛行場地区)
- 15 その他 (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。  
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により、「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。  
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。  
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- 16 お問い合わせ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群 会計隊 契約班  
担 当 : 佐嶋 電話番号 092-581-4091 FAX番号 092-571-5594



# 委任状

当社は、  
を代理人と定め、下記の入札並びに  
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 シャッター部品交換

代理人使用印鑑



令和8年5月19日

契約担当官  
航空自衛隊西部航空警戒管制団  
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住所

会社名

代表者名

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	シャッター部品交換	西基施LPS-X-0735
		承認 令和 7年11月 6日
		作成 令和 7年11月 4日
		改正 <del>令和 年 月 日</del>
		作成部隊等名 西警団基地業務群施設隊

## 1 総則

- 1.1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊春日基地におけるシャッター部品交換役務（以下「本役務」という。）について適用する。
- 1.2 役務内容 調達要領指定書による。
- 1.3 履行場所 調達要領指定書による。
- 1.4 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。
  - a) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
  - b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）
  - c) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

## 2 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

- 2.1 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。
- 2.2 契約相手方は、基地内において本役務の履行に必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- 2.3 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- 2.4 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
- 2.5 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、役務完成後速やかに返納すること。
- 2.6 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
- 2.7 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。その際疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

品名又は件名	シャッター部品交換
--------	-----------

### 3 基地内における共通規定事項

- 3.1 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、休憩時間は、監督官の指示に従い1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。
- 3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し運行する。
- 3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
- 3.4 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと  
また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。
- 3.5 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。

### 4 役務の一時中止、履行期限の変更

役務の一時中止、履行期限の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。

### 5 管理事項

- 5.1 役務の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は契約相手方の責任において処置するものとする。
- 5.2 役務に伴い破損した箇所は、在来にならい収まり良く補修するものとする。

### 6 発生材の処理

- 6.1 発生材の処理に係る経費は、契約相手方の負担により行う。
- 6.2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）により特定建設資材と指定されたものは、分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講じ、搬入調書を監督官に提出するものとする。
- 6.3 部隊が引き継ぐものとされた発生材（有価物）は、指定場所へ種別ごとに運搬整理のうえ、仮囲い及び所要の表示等を行い監督官の確認を受け、発生材調書を添えて提出するものとする。

### 7 提出書類等

契約相手方は、以下の書類等を提出又は掲示しなければならない。ただし、監督官が提出を要しないと指示したものは除く。

#### 7.1 役務関係書類

- a) 着手届
- b) 現場代理人等通知書
- c) 工程表
- d) 履行写真

#### 7.2 残業の通知 次に示す履行を必要とする場合は、あらかじめ監督官へ通知するものとする。

- a) 課業時間（平日の8時15分から17時）を超える履行
- b) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の履行

品名又は件名	シャッター部品交換
--------	-----------

c) その他監督官が必要と指示したもの。

## 8 現場管理

8.1 現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。

### 8.2 現場代理人

- a) 現場代理人は、履行現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、履行現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
- b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。
- c) 品質、工程等の履行管理を行う。
- d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
- e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
- f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

### 8.3 後片付け

役務の完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

### 8.4 交通安全管理

役務器材等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。

## 9. 材料

### 9.1 材料の品質等

- a) 設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、規格証明書又は性能等を証明できる資料を監督官に提出する。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。
- b) J I S（日本産業規格）のマーク表示のある材料を使用する場合は、資料の提出を省略することができる。
- c) 役務に使用する材料は、着手に先立ち色見本及び承認図等を監督官に提出し、承認を得る。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し承認を得るものとする。

### 9.2 材料の検査

- a) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。
- b) 現場に搬入した材料のうち不合格となった役務材料については、遅滞なく役務現場から搬出させ、良品と交換しなければならない。この場合において、交換した材料については再検査をするものとする。

### 9.3 材料の管理

- a) 品質管理に注意し、破損等においては契約相手方の責任において処置するものとする。
- b) 盗難紛失等があった場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。

品名又は件名	シャッター部品交換
--------	-----------

10 履行

- 10.1 履行は、設計図書、履行計画書及び監督官の承諾を受けた工程表並びに履行図等に従って行う。
- 10.2 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し、当該役務関係者ととともに、役務全体の円滑な履行に努める。

11 役務検査・試験検査

- 11.1 契約相手方は、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。
- 11.2 完了確認（検査）  
現場の完了時に検査官の確認を受けるものとする。
- 11.3 完成検査は以下の要件を満たす場合に検査官が実施する。
  - a) 仕様書に示す全ての役務が完了
  - b) 監督官の指示を受けた事項がすべて完了
  - c) 仕様書に定められた役務関係図書の整備がすべて完了（監督官の承諾を受けたものについては、この限りではない。）

12 役務に関する要求

- 12.1 役務の内容の細部については、調達要領指定書による。
- 12.2 設置及び運搬等  
器材等の設置及び運搬等は、監督官の指示のとおり行うものとする。
- 12.3 器材等の設置及び運搬等は、監督官の指示のとおり行うものとするものとする。
- 12.4 清掃作業  
本役務の履行に際しては、監督官が立ち会いの上、搬出及び搬出後の清掃作業を行うものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求年月日	令和 8 年 4 月 2 7 日
	作成部課	基地業務群施設隊
	作成年月日	令和 8 年 4 月 2 0 日
件名	シャッター部品交換	
仕様書番号	西基施LPS-X-0735	

指定事項：

1.2 役務内容

シャッター部品交換項目

No.	品名	規格等	数量	単位	備考
1	オーバースライディングドア(OSD-1)	W4430×H4300			
(1)	スプリングシャフト	φ25	1	台	
(2)	ヒンジ	φ12-140 2インチ	1	式	
(3)	ローラー スチール		18	個	
(4)	ワイヤ	3.18mm	1	式	
2	オーバースライディングドア(OSD-2)	W4225×H4300			
(1)	スプリングシャフト	φ25	1	台	
(2)	ヒンジ	φ12-140 2インチ	1	式	
(3)	ローラー スチール		18	個	
(4)	ワイヤ	3.18mm	1	式	

既存シャッターメーカー：文化シャッター

既存シャッター規格：

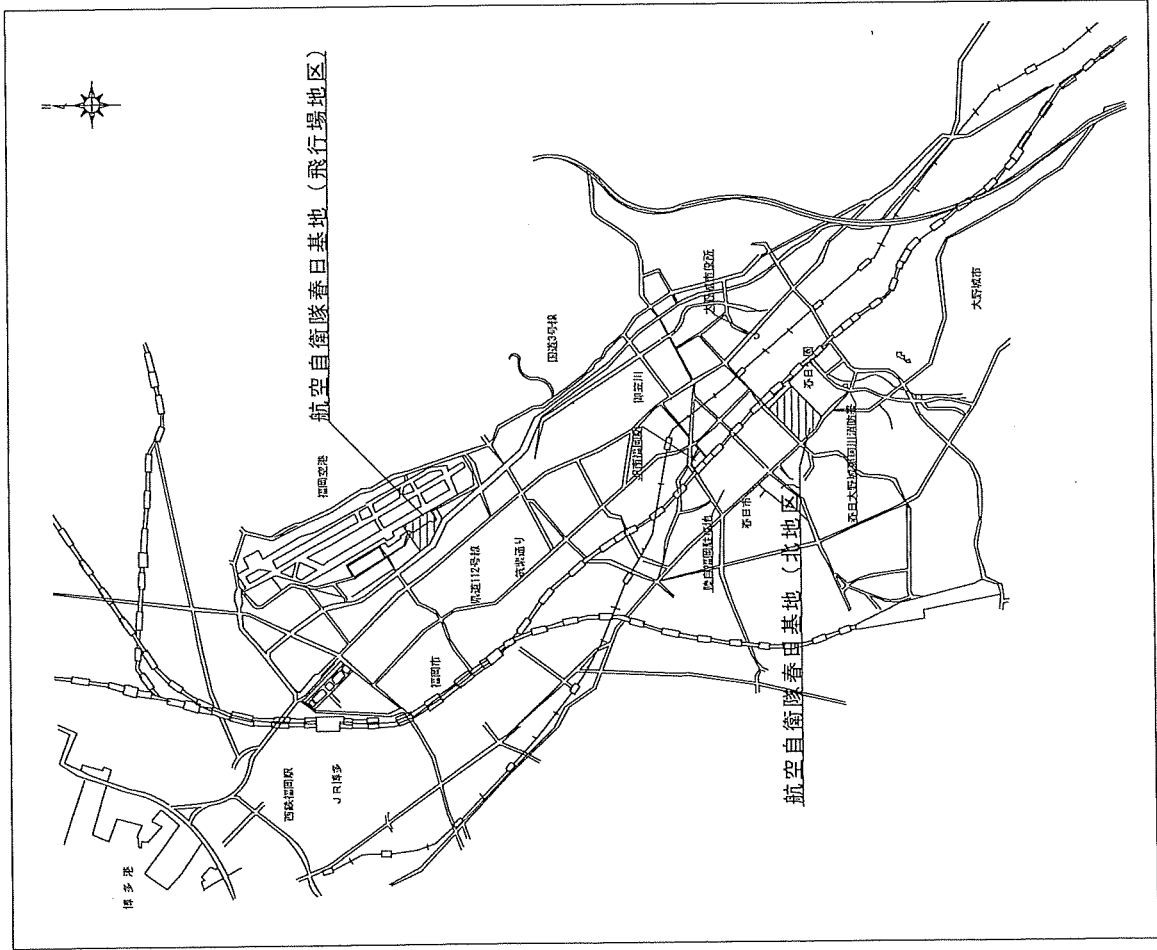
W4,430×H4,300, W4,225×H4,300 (スチール製2連オーバースライディングドア)

1.3 履行場所

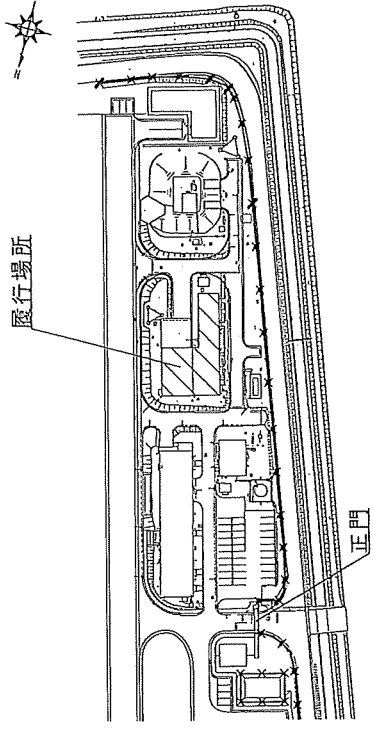
別図第1及び別図第2のとおり

12.1 役務の内容の細部

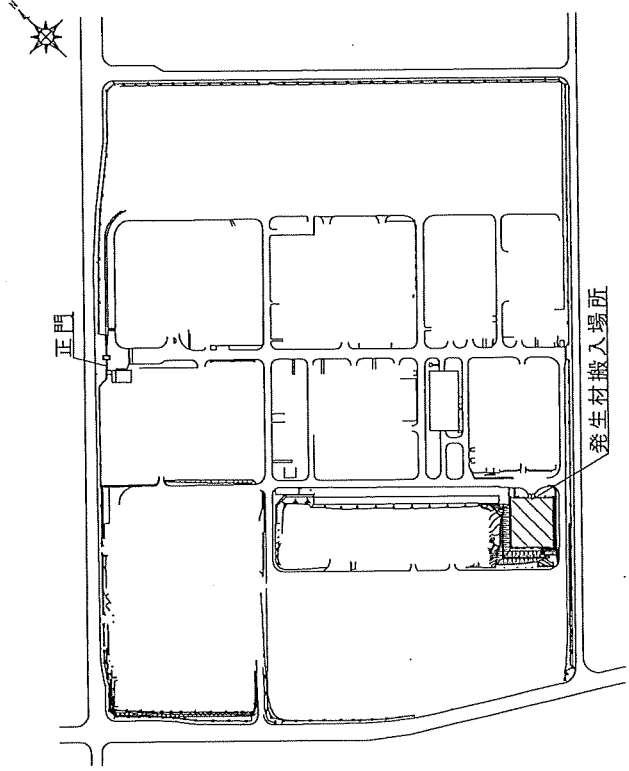
- a) シャッターの障害箇所を修理し、機能を回復させる。修理するにあたり、高所での作業は十分に安全を確保し高所作業車等を使用すること。
- b) 交換部品については、文化シャッター製又は同等品以上の材料とする。
- c) 本仕様書に記載したカタログ製品名等は、製品を選定する際の参考としたものであり、当該製品を指定するものではない。
- d) 履行後は、試験運転を行うものとする。
- e) 試験運転において動作確認を実施する際は、監督官の立会いのもと行うものとする。
- f) 発生材(監督官が指定した物)は、種類毎に整理し、重量を計測後、調書を作成のうえ監督官に引き継ぎ、監督官の指定する場所へ集積するものとする。
- g) 作業従事者については、日本国籍を有し、現在及び過去において日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体等を結成し又は、これに加入したものを除くものとする。



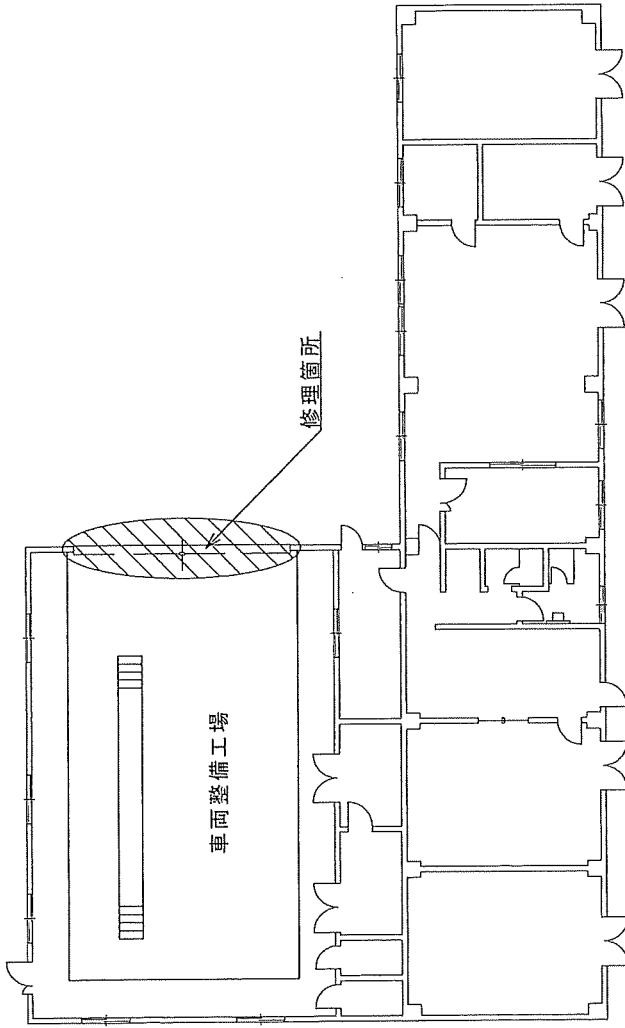
相模基地 飛行場地区 案内図



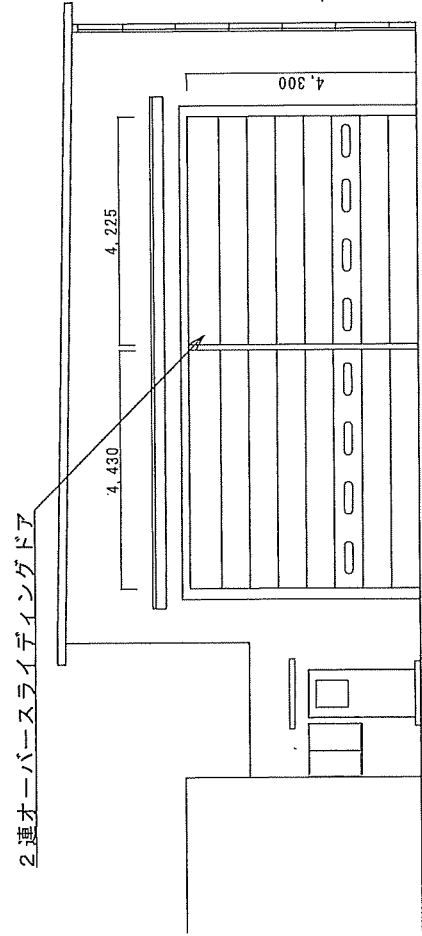
相模基地 飛行場地区 配置図



相模基地 北地区 配置図



【#21平面図】



【#21東側立面図】

名称	2連オーバーサイズディングドア	
形状及び寸法		
数量	1	
材質及び仕上	スチール製 0.8	
ガラス	PW6.8	
建具金物	取付金物 ステンレス3方枠 パネル耐風補強	
その他	枠見込 150	

【建具表】